

第6章 計画の推進にあたって



# 第6章 計画の推進にあたって

## 1 本市各部署の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策やひとり親世帯への包括的な支援に向けての指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部署が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

## 2 関係機関・団体等との連携

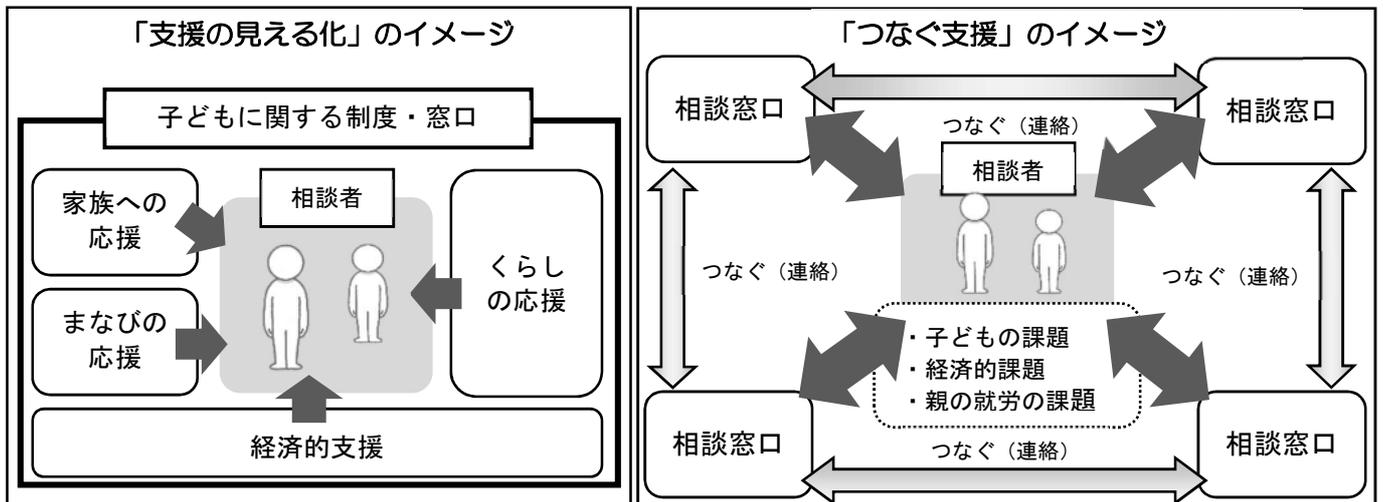
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

## 3 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで利用できるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部署の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図:「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



## 4 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子どもの同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。また、子育て世帯に対しても、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの世帯の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

図：子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

妊産期～就学前	小学校期	中学校期	中学校卒業以降
育児支援すくすく教室事業	留守家庭児童育成事業	入学準備金貸与制度	
保育所地域活動事業	すこやかテレホン事業		インターンシップ体験活動
子育て短期支援事業(ショートステイ)	小中学校における体験学習(職場体験等)		
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	学びのトライアル事業		
一時預かり事業	スクールソーシャルワーカーの配置		
子育てサークルへの支援	教育支援センター事業		
地域子育て支援拠点事業	就学援助制度		
子育て世代包括支援センター	愛ガード運動推進事業等		
乳幼児家庭全戸訪問事業	学習を伴う子どもの居場所づくり	学習支援事業	
地域子育て応援団事業		スクールカウンセラーの配置	
ティーンズママの会		不登校総合支援事業	
幼児教育・保育の無償化		食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業	
保育料減免		キャリア教育推進事業	
ブックスタート事業			
病児・病後児保育			
乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査			
乳児一般・後期健康診査			
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診			
保健師家庭訪問事業			
児童虐待発生予防システム構築事業			
療育教室事業			
ファミリー・サポート・センター事業			
	スクールサポーターの配置		
	教育・発達相談(教育センター)		
	子ども医療費の助成		
	早寝・早起き・朝ごはん運動		
	東大阪市立障害児者支援センター レビラ		
	子育て支援電話相談事業		
	子ども見守り相談センター		
	養育支援訪問事業		
	ヤングケアラー支援事業		
	コミュニティソーシャルワーカーの配置		
	重層的支援体制整備事業		
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当事業		
	ひとり親家庭医療費の助成		
	母子・父子自立支援員による相談活動		
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付		
	母子家庭等就業・自立センター事業		
	母子・父子家庭自立支援給付金制度		
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
	母子・父子自立プログラム策定事業		

## 5 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。特に SNS の普及も進んでおり、これらを積極的に活用するなどして、支援制度の周知を図ります。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策やひとり親家庭等の自立促進計画に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイトに掲載することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

## 6 子どもの生活実態に関する調査研究等

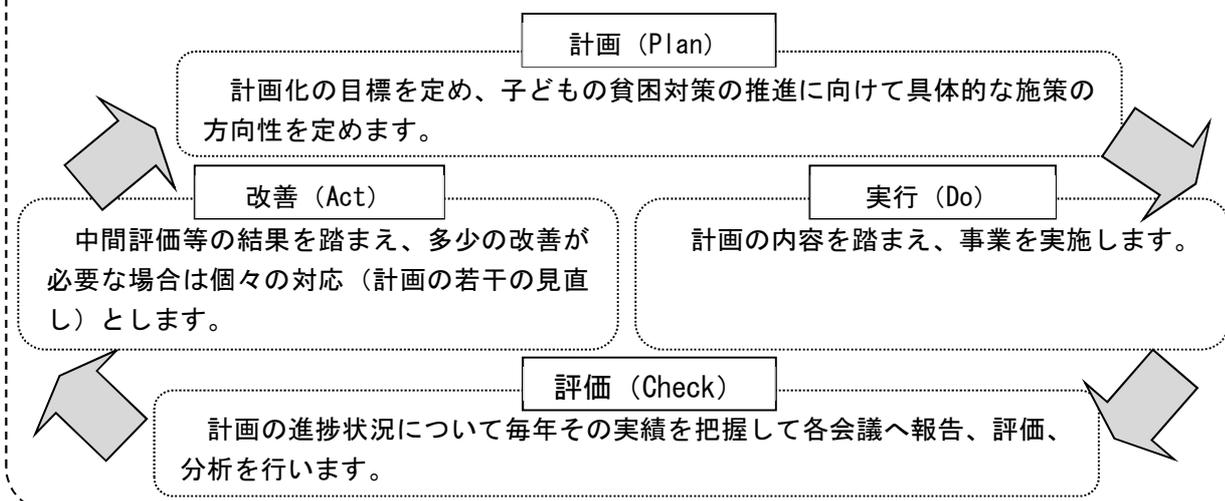
子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけではなく、さまざまな視点で分析をするための調査研究を継続して実施します。

## 7 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

### PDCAサイクルとは

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Act(改善)」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



## 8 計画の効果的な運用

---

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困やひとり親家庭等の自立促進計画に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

